

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	改 正 前
	<p>（法第二条第四項第一号の政令で定める権利）</p> <p>第三条 法第二条第四項第一号の政令で定める権利は、別表第一に掲げる権利とする。</p>	<p>（指定権利）</p> <p>第三条 法第二条第四項の指定権利は、別表第一に掲げる権利とする。</p>
	<p>（法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人）</p> <p>第三条の三 法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人は、使用者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者</p> <p>二 法第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第六条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる</p> <p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第六条 法第二十六条第二項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる</p>	

役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第十六条の三第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

一〇四 （略）

第六条の二 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品は、自動車（二輪のものを除く。以下この条において同じ。）とし、同号の政令で定める役務は、自動車の貸与（当該貸与を受ける者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項ただし書の自家用自動車の使用者として当該自動車を使用する場合に限る。）とする。

第六条の三 法第二十六条第四項第一号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一〇四 （略）

第六条の四 法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品は、別表第三に掲げる商品とする。

（申込みの撤回等ができない売買契約等に係る商品の代金等の金額）

第七条 法第二十六条第五項第三号の政令で定める金額は、三千円とする。

役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第十六条の三第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

一〇四 （略）

第六条の二 法第二十六条第三項第一号の政令で定める商品は、自動車（二輪のものを除く。以下この条において同じ。）とし、同号の政令で定める役務は、自動車の貸与（当該貸与を受ける者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項ただし書の自家用自動車の使用者として当該自動車を使用する場合に限る。）とする。

第六条の三 法第二十六条第三項第一号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一〇四 （略）

第六条の四 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品は、別表第三に掲げる商品とする。

（申込みの撤回等ができない売買契約等に係る商品の代金等の金額）

第七条 法第二十六条第四項第三号の政令で定める金額は、三千円とする。

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 法第二十六条第六項第二号の政令で定める取引の態様は、次の

いずれかに該当する取引の態様とする。

一 現に店舗において販売を行つてゐる販売業者（以下「店舗販売業者」という。）又は現に店舗において役務の提供を行つてゐる役務提供事業者（以下「店舗役務提供事業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、商品若しくは特定権利の売買契約の申込み若しくは売買契約の締結の勧誘又は役務提供契約の申込み若しくは役務提供契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う販売又は役務の提供

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する、取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 法第二十六条第五項第二号の政令で定める取引の態様は、次の

いずれかに該当する取引の態様とする。

一 現に店舗において販売を行つてゐる販売業者（以下「店舗販売業者」という。）又は現に店舗において役務の提供を行つてゐる役務提供事業者（以下「店舗役務提供事業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、商品若しくは指定権利の売買契約の申込み若しくは売買契約の締結の勧誘又は役務提供契約の申込み若しくは役務提供契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う販売又は役務の提供

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する、取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務

提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する二以上の訪問につき取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対し、その住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四 （略）

（電話をかけることを請求させる行為）

第九条 法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

（適用除外される電話勧誘販売の取引の態様）

第十条 法第二十六条第七項第一号の政令で定める取引の態様は、販売

提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する二以上の訪問につき取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一号若しくは第三号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四 （略）

（電話をかけることを請求させる行為）

第九条 法第二十六条第六項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

（適用除外される電話勧誘販売の取引の態様）

第十条 法第二十六条第六項第二号の政令で定める取引の態様は、販売

業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する、二以上の取引（当該取引について法第十八条から第二十条まで若しくは第二十四条第六項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものに限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつたものに限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（法第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

（法第四十八条第一項の政令で定める関連商品）

第十四条 （略）

2 法第四十八条第一項ただし書の政令で定める関連商品は、別表第五第一号イ及びロ並びに第一号に掲げる関連商品とする。

（適用除外される訪問購入の取引の態様）

第十六条の三 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の

業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する、二以上の取引（当該取引について法第十八条から第二十条まで若しくは第二十四条第六項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（法第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

（法第四十八条第二項の政令で定める関連商品）

第十四条 （略）

2 法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品は、別表第五第一号イ及びロに掲げる関連商品とする。

（適用除外される訪問購入の取引の態様）

第十六条の三 法第五十八条の十七第二項第一号の政令で定める取引の

態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関する、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入。

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関する、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入。

四 (略)

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第十六条の四 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第一

態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関する、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入。

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関する、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入。

四 (略)

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第十六条の四 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第一

項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一・二 (略)

三 法第六十七条第一項第六号の当該商品、特定権利(法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。)若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

(販売業者等に対する報告の徴収等)

第十七条 (略)

2 法第六十六条第五項において準用する同条第一項の規定により主務大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一・二 (略)

三 法第六十七条第一項第六号の当該商品若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

(販売業者等に対する報告の徴収等)

第十七条 (略)

2 法第六十六条第六項において準用する同条第一項の規定により主務大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の規定により主務大臣が密接関係者に対し報告又は資料の提出を命ずることができる事項は、同表の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

(略)	(略)
販売業者等（法第六十条第一項に規定する販売業者等をいう。以下この表において同じ。）が行う特定商取引に関する事項であつて顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの告知又は表示に関する事項	その者が行う販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの告知又は表示に関する事項

(略)	(略)
供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者	法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの告知又は表示に関する事項

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の規定により主務大臣が密接関係者に対し報告又は資料の提出を命ずることができる事項は、同表の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

ととなる重要なものを
判断に影響を及ぼすこ
ととなる重要なものを

提供誘引販売取引の相
手方又は訪問購入に係
る売買契約の相手方の
判断に影響を及ぼすこ

		告げ、又は表示する者
	<p>販売業者等の子法人等 、販売業者等を子法人 等とする親法人等、販 売業者等を子法人等と する親法人等の子法人 等（当該販売業者等、 当該販売業者等の子法 人等及び当該販売業者 等を子法人等とする親 法人等を除く。）又は 販売業者等の関連法人 等</p>	<p>その者による当該販売業者等が行う特定商 取引に係る業務に対する指示、協力その他 の関与に関する事項</p>

(新設)		(新設)
		(新設)

び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

「関連法人等」とは、法人等が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条から第八条の二まで、第三十八条から第三十九条の二まで、第四十六条から第四十七条の二まで、第五十六条から第五十七条の二まで及び第五十八条の十二から第五十八条の十三の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二、第六十六条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、
第四十七条、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二及び第五十
八条の十三に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に
係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の
二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十
六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む
。）及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道
府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、
一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務
(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引

を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めると、又は要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行なうことを妨げない。

2 法第十四条から第十五条の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二、第六十六条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めると、又は都道府県知事から要請があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行なうことを妨げない。

3 法第二十二条から第二十三条の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第二十一条の二、第六十六条第一項から

電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものには、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めると、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行なうことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めると、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行なうことを妨げない。

3 法第二十二条及び第二十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第二十一条の二及び第六十六条第一項から

項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるととき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げない。

4 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二から第八条の二まで、第十二条の二、第十四条から第十五条の二まで、第二十一条の二から第二十三条の二まで、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条から第三十九条の二まで、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条から第四十七条の二まで、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条から第五十七条の二まで、第五十八条の十二から第五十八条の十三の二まで、第六十六条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二又は第六十六条の五第一項若しくは第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

8 (略)

第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行ふことを妨げない。

4 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二、第五十八条の十三又は第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十一条 法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二から第八条の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項の規定による権限で訪問販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

二 法第十二条の二、第十四条から第十五条の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

三 法第二十一条の二から第二十三条の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項の規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する財務局長又は財務支局長

四

法第五十八条の十二から第五十八条の十三の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六

(権限の委任)

第二十条 法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を管轄する財務局長又は財務支局長

三 法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する財務局長又は財務支局長

四 法第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問購入に係る取引に

条の五第一項及び第二項の規定による権限で訪問購入に係る取引に関するもの 当該購入業者がその業務を行う区域を管轄する財務局

2

法第六十七条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第六条の二から第八条の一まで、第三十四条の一、第三十六条の二、第三十八条から第三十九条の一まで、第四十三条の一、第四十四条の二、第四十六条から第四十七条の一まで、第五十二条の一、第五十四条の一、第五十六条から第五十七条の一まで、第五十八条の十一から第五十八条の十三の一まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで（同条第五項）において準用する場合を含む。）

、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引に関するもの 当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行区域を管轄する経済産業局長

一 法第十二条の二、第十四条から第十五条の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二

関するもの 当該購入業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

2

法第六十七条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、

二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、

三、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引に関するもの 当該販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条並びに第六十六条
第一条から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するも

項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの（当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を管轄する経済産業局長

三 法第二十一条の二から第二十三条の二まで、第六十条、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項の規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの（当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係るもの（当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する経済産業局長

附 則

法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は第五条に規定するもののほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供とする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は第五条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

一 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供（平成二十五年九月二十九日までの間に限る。）

二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）

の 当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を管轄する経済産業局長

三 法第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの（当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する経済産業局長

附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七十二条の十一第一項に規定する事

業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供

3 法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するものほか、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一～三 (略)

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同

条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権

3 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するものほか、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一～三 (略)

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同

条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第六号、第

利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第一条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供

六
(略)

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十九条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第二百二十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第二百二十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二
(略)

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項において

六

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第二百二十一条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八
十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う
同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項におい

九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する

て準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

九〇十七（略）

十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第一項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九（略）

二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定

て準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

九〇十七（略）

十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九（略）

二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第一項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定

同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十一 (略)

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三～一十八 (略)

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十二条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同条第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第一条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外國銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十二条若しくは第十二条に規

紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十一 (略)

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三～二十八 (略)

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十二条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同条第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第一条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第二条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十一項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外國銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十二条若しくは第十二条に規

定する業務として行う販売若しくは役務の提供

一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

三十九三十八（略）

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第一百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二百九十九条において準用する同法第九十九条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第二条第五項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二条の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供又は同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同条第四十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十八項に規定する指定紛争解

三十九三十八（略）

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第一百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二百九十九条において準用する同法第九十九条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第二百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第二条第五項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二条の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供又は同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十八項に規定する指定紛争解

に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百一十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第一百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九项に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者を除く。）が行う同法第一条第一十六項に規定する役務の提供

四十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同条第二項に規定する特定権利の販売又は役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡

決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百一十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第一百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者を除く。）が行う同法第一条第二十六項に規定する役務の提供

四十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同条第二項に規定する役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人が行う同項に規定

人が行う同項に規定する役務の提供及び同法第二百一十四条に規定する原委託者が行う同法第二百八十六条第一項に規定する特定権利

の販売又は役務の提供

四十一～四十三　（略）

四十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第一項に規定する役務の提供

四十五・四十六　（略）

四十七 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

四十八～五十　（略）

別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）

特定継続的役務

特定継

契約の解除によつて

契約の締結及

する役務の提供及び同法第二百二十四条に規定する原委託者が行う同法第二百八十六条第一項に規定する役務の提供

四十一～四十三　（略）

四十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五・四十六　（略）

四十七 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

四十八～五十　（略）

別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）

特定継続的役務

特定継

契約の解除によつて

契約の締結及

漂白するための じ、又は歯牙を 整え、体重を減 じ、美化し、体型を 潔にし若しくは 二人の皮膚を清	一 月	一 人の皮膚を清潔にし若しくは体型を美化し、又は体重を減ずるための施術を行うこと（二の項に掲げるものを除く。）。	一月	の期間 務提供 続的役	通常生ずる損害の額 に通常要する び履行のため
い額 する額のい ずれか低 い額 する額の二 十に相当 の百分の五 万円又は契 約残額	二 万円	二万円又は当該特定 継続的役務提供契約 に係る特定継続的役 務の対価の総額から 提供された特定継続 的役務の対価に相当 する額を控除した額 (以下この表において「契約残額」とい う。)の百分の十に 相当する額のい ずれか低い額	二万円	の期間 務提供 続的役	通常生ずる損害の額 に通常要する び履行のため
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（新設）	一 人の皮膚を清潔にし若しくは体型を美化し、又は体重を減ずるための施術を行うこと（二の項に掲げるものを除く。）。	一月	の期間 務提供 続的役	通常生ずる損害の額 に通常要する び履行のため
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

			医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと
			(美容を目的とするものであつて、主務省令で定める方法によるものに限る。)
選抜するための学校の入学者を	三 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を	二月	
	い額	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	
		一万五千円	
選抜するための学校の入学者を	二 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を	二月	
	い額	五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	
		一万五千円	

学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）	四 学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための	四	学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための	二月
五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額		五	学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための	二月
二万円		二	万円	
三 学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための		三	学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための	二月
五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額		五	学校教育法第二条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための	二月
二万円		二	万円	

五 入学試験に備	<p>教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。五の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）。</p>
二月	
二万円又は当該特定	
一万一千円	
四 入学試験に備	<p>教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。四の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）。</p>
二月	
二万円又は当該特定	
一万一千円	

六 電子計算機又 はワードプロセ ッサーの操作に 関する知識又は	<p>えるため又は学 校教育の補習の ための学校教育 法第一条に規定 する学校（幼稚 園及び大学を除 く。）の児童、 生徒又は学生を 対象とした学力 の教授（役務提 供事業者の事業 所その他の役務 提供事業者が當 該役務提供のた めに用意する場 所において提供 されるものに限 る。）</p>	
い額	<p>五万円又は契約残額 の百分の二十に相当 する額のいかか低 い額</p>	<p>継続的役務提供契約 における一月分の役 務の対価に相当する 額のいかか低い額</p>
五 電子計算機又 はワードプロセ ッサーの操作に 関する知識又は	<p>えるため又は学 校教育の補習の ための学校教育 法第一条に規定 する学校（幼稚 園及び大学を除 く。）の児童、 生徒又は学生を 対象とした学力 の教授（役務提 供事業者の事業 所その他の役務 提供事業者が當 該役務提供のた めに用意する場 所において提供 されるものに限 る。）</p>	<p>継続的役務提供契約 における一月分の役 務の対価に相当する 額のいかか低い額</p>
い額	<p>五万円又は契約残額 の百分の二十に相当 する額のいかか低 い額</p>	<p>継続的役務提供契約 における一月分の役 務の対価に相当する 額のいかか低い額</p>
一万五千円		

技術の教授

七 結婚を希望す る者への異性の 紹介	二月	
		二万円又は契約残額 の百分の二十に相当 する額のいずれか低 い額

別表第五（第十四条関係）

一
(略)

二 別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 動物及び植物の加工品（一般的飲食の用に供されないものに限
る。）であつて、人が摂取するもの

ロ 化粧品

ハ マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）
及び歯牙の漂白剤

二 医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及
び安全性の確保等に関する法律第二条第二項の医薬部外品をいう
。）であつて、美容を目的とするもの

三 別表第四の三の項から五の項までに掲げる特定継続的役務にあつ
ては、次に掲げる商品

イ
(略)

技術の教授

六 結婚を希望す る者への異性の 紹介	二月	
		二万円又は契約残額 の百分の二十に相当 する額のいずれか低 い額

別表第五（第十四条関係）

一
(新設)
(略)

二 別表第四の二の項から四の項までに掲げる特定継続的役務にあつ
ては、次に掲げる商品

イ
(略)

口 電子的方法、磁氣的方法その他の人の知覚によつて 認識するこ
とができない方法により音、映像又はプログラムを記録した物

ハ (略)

四 別表第四の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げ
る商品

イ・ロ (略)

ハ 電子的方法、磁氣的方法その他の人の知覚によつて 認識するこ
とができない方法により音、映像又はプログラムを記録した物

五 別表第四の七の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げ
る商品

イ・ロ (略)

三 別表第四の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げ
る商品

イ・ロ (略)

ハ 磁氣的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記
録した物

四 別表第四の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げ
る商品

イ・ロ (略)